○農林水産省告示第二千三百二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十三年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十八日　農林水産大臣　鹿野　道彦

でん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき　一一、〇五〇円

備考

一　この単価は、四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一八・〇パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用する。

二　でん粉含有率が一八・〇パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、でん粉含有率が一八・〇パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六一円を、この単価から差し引いた額とする。

三　でん粉含有率が一八・〇パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、でん粉含有率が一八・〇パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六一円を、この単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第二千三百三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十三年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十八日　農林水産大臣　鹿野　道彦

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項に規定する指定地域（以下単に「指定地域」という。）の区域内において生産されるでん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる指定地域について、同表の中欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

指定地域	品種	単価
宮崎県及び鹿児島県の区域	アリアケイモ、九州159号、コガネセンガン、コナホマレ、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき二六、〇〇〇円
	その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき二三、四一〇円

○経済産業省告示第二百七十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条の規定に基づき、業務の全部を廃止する届出があったので、同法第五十条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十八日　経済産業大臣　大畠　章宏

登録調査機関の名称	登録調査機関の住所	廃止する業務の範囲	廃止する年月日
テュフズードジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿四丁目33番4号	登録調査機関としての全業務	平成二十二年十一月十二日

○防衛省告示第二百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十二月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年一月十日（予備、同月十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度〇二分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

実施艦　自衛艦六隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十二月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年一月十二日から同月十三日（予備、同月十四日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度〇九分一三秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度一四分一三秒

(ウ)　北緯三一度五九分五一秒　東経一三二度一四分一三秒

(エ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度〇二分一三秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦二隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十二月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年一月十六日（予備、同月十七から同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦七隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。